

「当座預金の新規口座開設」および 「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立」の受付停止について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、2024年10月1日（火）より、「当座預金の新規口座開設」および「2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立」の受付を停止しますので、お知らせいたします。

なお、現在当座預金をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。新たに事業性資金にかかる預金口座の開設をお考えのお客さまは、「普通預金」または「決済用普通預金」の利用をご検討ください。また、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、法人インターネットバンキング「ビジネスIB」によるお振込み、「電子記録債権（でんさい）」のご利用をご検討ください。

当行は、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの質の向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施内容

- (1) 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：2024年10月1日（火）

- (2) 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

受付停止日：2024年10月1日（火）

2027年4月1日以降を期日とする手形および2027年4月1日以降を振出日とする先日付小切手について、代金取立の受付を停止します。

2 停止理由

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会では、「2026年度末までに全国手形交換所における約束手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として掲げています。当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを進めており、本対応はその一環として実施するものです。

3 当座預金および手形・小切手の代替サービス

当座預金	「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。
手形・小切手	代金支払い等につきましては、法人インターネットバンキング「ビジネスIB」、「電子記録債権（でんさい）」等をご利用ください。

(以 上)